

市立舞鶴市民病院公告 第 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、市立舞鶴市民病院契約規程（昭和42年市民病院規程第3号）により準用する舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

舞鶴市病院事業
舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 市立舞鶴市民病院 LED照明リース
- (2) リース内容 別添資料「市立舞鶴市民病院 LED照明リース 仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり
- (3) 契約期間 導入期間：契約締結日から 令和 7 年 8 月 31 日まで
リース期間：導入完了日の翌日から5年間（長期継続契約）
- (4) 担当課 市立舞鶴市民病院 総務課

2 契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-11
市立舞鶴市民病院 総務課
TEL：0773-60-9020
FAX：0773-76-8730
メールアドレス：hospital@city.maizuru.lg.jp

3 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ 下記 9 に掲げる 入札参加資格の確認を 受けた者のみが、この入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要領（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加の停止（以下「入札停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (4) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 市立舞鶴市民病院（100床）と同規模もしくはそれ以上の規模の病院において、リース手法を用いた L E D 照明の導入実績を有していること。

4 スケジュール

① 質問の受付（電子メール）	令和7年 2月10日（月）正午まで
② 質問に対する回答	令和7年 2月17日（月）
③ 入札参加申請書提出期限（郵送等）	令和7 年2月21日（金）必着
④ 入札参加資格の確認結果通知	令和7年 3月 4日（火）
⑤ 入札書の提出（郵送）	令和7年 3月17日（月）から18日（火）配達日指定
⑥ 開札日	令和7年 3月19日（水）
⑦ 契約締結	令和7年 3月27日（木）

5 入札に係る書類等の交付

競争入札に参加しようとする者は、仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

6 現地確認

現地調査等を希望する場合は、電子メールにより、令和7年1月23日（木）までに申し込んでください。現地調査日は、令和7年1月27日（月）～2月7日（金）の間で設定します。

7 質問

- (1) 受付期限は、令和 7年 2月 10日（月）正午までとします。
- (2) 所定の質問書（様式4）により、電子 メールで 提出してください。
- (3) メールの送り先 舞鶴市民病院総務課
メールアドレス hospital@city.maizuru.lg.jp
- (4) 質問の際は、メールの 標題 に「市立舞鶴市民病院 LED照明リース」の文字を入れてください。
- (5) 質問に対する回答は、令和 7年 2月 17日（月）に、舞鶴市ホームページにて質問とともに公表します。

8 入札参加資格 確認申請書等 の提出

(1) 提出期限 令和 7年 2月 21日 (金) 17時まで

(2) 提出書類及び部数

ア 入札参加 資格確認 申請書 (様式1)

イ 実績調書 (様式2)

※受託業務の契約書の写しを添付すること。

(病院名が非公表の場合は、相手方の情報をマスクし提出すること。)

ウ 返信用封筒 (第一種定形郵便物に住所及び氏名を記入し、110円切手を貼ったもの)

エ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) 発行後 3 ヶ月以内のもの (写し可)

オ 委任状 ※本社から受任する場合

カ 市区町村税証明書 (滞納のないことの証明書)、発行後 3 ヶ月以内のもの (写し可)

※本社から委任する場合は、当該委任先の所在地の市区町村の窓口で発行されたもの

キ 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書 (納税証明書「その3」、「その3の3」のいずれでも可) 発行後3ヵ月以内のもの (写し可)

ただし、エ〜キについては舞鶴市の競争入札参加資格登録済みの業者は提出不要です。

また、提出部数は、各 1 部とします。

(3) 提出先

〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-11

市立舞鶴市民病院 総務課

(4) 提出方法

郵送または持参

(5) 留意事項

郵送のほか、メール便、宅配便等の送付方法は問いません。ただし、提出期限厳守で提出先への配達方法の記録が残る方法でお送りください。

持参される場合は、平日 (祝日を除く) 午前9時〜午後5時に市民病院の総合窓口までお持ちください。

9 入札参加資格の確認結果通知

(1) 提出された資料について確認を行い、不明な部分がある場合は、電子メールで問い合わせ します。

(2) 確認の結果、入札資格の要件を全て満たすことが確認できないと認められる場合は、失格となります。

(3) 入札参加資格 の確認結果 は、令和 7年 3月 4日 (火)、郵送及び電子メールにより通知します。

10 入札書の提出

(1) 提出書類

上記 9 (3) において、競争入札参加資格が「有」との通知を受けた者は、入札書 (様式5) 書類を下記 (2) のとおり郵送により提出してください。

(2) 提出方法

ア 上記(1)の入札書(様式5)を、一般書留郵便、簡易書留郵便または特定記録郵便のいずれかの方法により、下記キに記す受付期間に提出してください。

イ 封書は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に次の事項を記載し、封緘等の処理をしてください。

- ・開札日
- ・入札案件名
- ・商号(名称)
- ・入札書が在中している旨

ウ 入札書は、受付期間必着です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。

エ 郵送にかかる費用は、入札参加者の負担となります。

オ 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届(様式6)を郵送(この場合方法は問いません。)により提出してください。

カ 入札書類の送り先

〒 625 8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課

キ 入札書受付期間

令和 7年 3月 17日から 18日(火) 必着

11 入札(開札) 執行の日時及び場所等

(1) 開札日時 令和 7年 3月 19日(水) 9時

(2) 開札場所 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市役所

(3) 立会 入札参加者 1 者につき 1 名開札に立ち会うことができます。

12 入札に関する注意事項

(1) 入札書(様式5) 記載金額

ア 60か月分のリース料で算出した1か月分のリース料を記載してください。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札の中止

入札者が 1 人に満たない場合は入札を中止します。

(3) 再度入札

開札の結果、予定価格の範囲内の応札者がいない場合は、無効となった者を除き 1 回まで再度入札を行います。この場合、入札書の配達指定日をファクシミリにてお知らせします。

(4) くじ引きを行う場合

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合（代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合）は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人（当該入札事務に関係のない職員）が次の手順で行います。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうち1に「落札」の表示（○印し）をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行います。）
- ③ 立会人のうち②の手続を行った者以外の者1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行います。）
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出したものが落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 本入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札者の記名押印のない入札
- ウ 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- エ 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- オ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- カ 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- キ その他あらかじめ指定した事項に違反したもの

(7) 落札の取消

- ア 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとします。
- イ 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の入札参加停止または入札参加等除外措置を受けた場合もしくは上記3（5）の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとします。

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

契約締結予定日は令和7年3月27日（木）とします。

本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがあります。

(2) 支払条件

リース開始後、その月の末日以降、請求日から30日以内に支払うものとします。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額（全体の金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第33条に該当する場合は契約保証金を免除する。

14 入札に関する問い合わせ

舞鶴市 総務部 契約検査室 契約課（電話 0773 - 66 - 1065）